

**「ご契約のしおりー約款」の改定について**

中途付加日・保障内容変更日が2020年11月1日となる特約につきましては、ご契約のしおりおよび特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」および保険証券とあわせて保管ください。

**<改定の対象となる「ご契約のしおりー約款」>**

対象となる「ご契約のしおりー約款」	手続内容	作成年月
<更新・保障見直し用>ザ・ベクトル	保障見直し	2020年4月

**大樹生命保険株式会社**  
日本生命グループ

※中途付加日・保障内容変更日が2020年11月1日となる特約用

## もくじ

### I. ご契約のしおり

「●災害・医療保障特約について」の「お支払いの対象となる感染症」	(ページ)
1	1

### II. 特約条項

	(ページ)		(ページ)
1. 給付特約総則特約	2	31. 女性疾病短期入院特約	21
2. 定期保険特約	2	32. 通院給付特約	22
3. 終身保険特約	2	33. 災害入院特約（終身型）	22
4. 生活保障特約	3	34. 疾病入院特約（終身型）	22
5. 介護生活保障特約	4	35. 入院初期費用給付特約（終身型）	22
6. 総合障害生活保障特約	5	36. 短期入院特約（終身型）	22
7. 介護保障定期保険特約	6	37. 成人病入院特約（終身型）	22
8. 新介護保障定期保険特約	7	38. 成人病短期入院特約（終身型）	22
9. 疾病障害保障定期保険特約	8	39. 新ガン入院特約（終身型）	23
10. 特定疾病保障定期保険特約	8	40. ガン短期入院特約（終身型）	23
11. 新特定疾病保障定期保険特約	9	41. 新女性疾病入院特約（終身型）	23
12. 総合障害定期保険特約	9	42. 女性疾病短期入院特約（終身型）	23
13. 介護保障終身保険特約	10	43. 通院給付特約（終身型）	23
14. 疾病障害保障終身保険特約	10	44. 保険期間が終身の特約への変更に関する特約	23
15. 特定疾病保障終身保険特約	11	45. ファミリー保障特約	23
16. 総合障害終身保険特約	11	46. ファミリー入院初期費用給付特約	24
17. 災害割増特約	11	47. ファミリー短期入院特約	25
18. 傷害特約	13	48. ファミリー通院給付特約	26
19. 特定損傷特約	15	49. リビング・ニーズ特約	26
20. 災害入院特約	15	50. リビング・ニーズ特約 (ファミリー保障特約用)	27
21. 疾病入院特約	16	51. 終身保障移行特約	27
22. 入院初期費用給付特約	16	52. 年金払移行特約	27
23. 短期入院特約	17	53. 保険料払込免除特約	28
24. 成人病入院特約	17	54. 中途付加条項	28
25. 成人病短期入院特約	18	55. 保障内容変更特約	28
26. ガン入院特約	18	56. 条件付保険特約、疾病入院特約 条件付保険特約および特定高度 障害状態不担保特約の 「別表 対象となる感染症」	29
27. 新ガン入院特約	19		
28. ガン短期入院特約	19		
29. 女性疾病入院特約	20		
30. 新女性疾病入院特約	20		

## I. ご契約のしおり

1. 「●災害・医療保障特約について」における〈お支払いの対象となる感染症〉の記載を次のとおりとします。(67ページ)

### — 〈お支払いの対象となる感染症〉 —

●お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

- ◆ コレラ
- ◆ 細菌性赤痢<sup>せきり</sup>
- ◆ ジフテリア
- ◆ クリミア・コンゴ出血熱
- ◆ エボラウイルス病
- ◆ 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロ  
ナウイルスであるものに限ります。)
- ◆ 腸チフス
- ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
- ◆ 急性灰白髄炎<sup>かいはくまいえん</sup>
- ◆ マールブルグウイルス病
- ◆ 痘瘡<sup>とうそう</sup>
- ◆ パラチフスA
- ◆ ペスト
- ◆ ラッサ熱

(注) 新型コロナウイルス感染症\* は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症～三類感染症または指定感染症として定められている期間中に、被保険者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

\* 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号) 第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

## II. 特約条項

### 1. 給付特約総則特約のうち一部を次のとおりとします。

#### 〈1〉第4条（給付特約の保険料の払込）第①項を次のとおりとします。（117ページ）

① 給付特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、給付特約の保険料を、給付特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

#### 〈2〉第8条（給付特約の解約）第②項以下を次のとおりとします。（120ページ）

② 第①項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特約については、契約者は、生活保障年金の支払事由発生前に限り、解約することができます。

- (1) 生活保障特約
- (2) 介護生活保障特約
- (3) 総合障害生活保障特約

### 2. 定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

#### 〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（131～132ページ）

⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 保険金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。

⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

#### 〈2〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（132ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

### 3. 終身保険特約のうち一部を次のとおりとします。

#### 〈1〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（144ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

#### 〈2〉第9条（保険料払込期間の変更）を次のとおりとします。（144ページ）

##### 第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

4. 生活保障特約のうち一部を次のとおりとします。

- 〈1〉第10条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）のタイトルを「（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）」とし、柱書以下を次のとおりとします。  
（155ページ）

**第10条（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）**

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回る場合は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額（生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。）から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第(1)号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

- 〈2〉第11条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（156ページ）

⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 生活保障年金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第6条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。

⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

- 〈3〉第13条（特約年金額の減額）第③項を削除します。（156ページ）

~~③ この特約の特約年金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

5. 介護生活保障特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第7条（生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（173ページ）

- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 生活保障年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。
- ⑨ 第①項、第②項および第③項の請求を受け、生活保障年金を支払ったときには、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。
- ⑩ 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、生活保障年金を請求してください。
  - (1) 第2回目以降の生活保障年金支払日が到来したとき
  - (2) 生活保障年金の前払（第4条）を請求するとき
  - (3) 生活保障年金の分割支払（第5条）の場合で分割した生活保障年金またはその未支払分を請求するとき

〈2〉第10条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）のタイトルを「（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）」とし、柱書以下を次のとおりとします。（173ページ）

**第10条（支払事由等が生じた場合の未払込保険料の取扱）**

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額（生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。）から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第(1)号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

〈3〉第11条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（174ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 生活保障年金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第6条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈4〉第13条（特約年金額の減額）第③項を削除します。（174ページ）

~~③ この特約の特約年金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

6. 総合障害生活保障特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第6条（生活保障年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（195ページ）

- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 生活保障年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。
- ⑨ 第①項から第③項までの請求を受け、生活保障年金を支払ったときには、会社は、年金受取人に年金証書を交付します。
- ⑩ 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、生活保障年金を請求してください。
- (1) 第2回目以降の生活保障年金支払日が到来したとき
  - (2) 生活保障年金の前払（第4条）を請求するとき
  - (3) 生活保障年金の分割支払（第5条）の場合で分割した生活保障年金またはその未支払分を請求するとき

〈2〉第9条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）を次のとおりとします。（195ページ）

**第9条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）**

保険料が払い込まれないまま、その払込期月中または猶予期間中に生活保障年金の支払事由が生じたときには、会社は、主約款に定めるとおり取り扱います。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) その差し引きできない金額を支払事由発生日の換算保障額（生活保障年金を一時に支払うこととした場合に会社所定の方法により計算した金額をいいます。以下同じとします。）から差し引き、特約年金額を改めます。
- (2) 第(1)号の規定による変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときには、会社は、第(1)号の規定により支払われるべきであった生活保障年金について、その支払を行わず、変更後の特約年金額に対する換算保障額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。

〈3〉第10条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（196ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 生活保障年金の支払（第2条）
  - (2) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (3) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (4) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈4〉第12条（特約年金額の減額）第③項を削除します。（196ページ）

~~③ この特約の特約年金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

7. 介護保障定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（212ページ）

⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。

⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（212～213ページ）

⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 保険金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。

⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈3〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（213ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

8. 新介護保障定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）第②項以下を次のとおりとします。（222～223ページ）

- ② 第①項の規定にかかわらず、介護保険金受取人が被保険者の場合で、被保険者に保険金等を請求できない特別な事情があるときには、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（第⑤項の規定により変更した者を含み、以下「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表2）およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、代理請求人は次の各号のいずれかの者とします。
- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 第②項の請求の際、代理請求人に指定された者がその請求時において第②項第(1)号および第(2)号の要件に該当していないときには、会社は、代理請求人の指定がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第②項の規定により、会社が保険金等を代理人に支払ったときには、会社は、その後、保険金等の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑤ 契約者は、被保険者の同意を得て、代理請求人を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ⑥ 第②項および第⑤項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑦ 保険金等の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（223～224ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金、給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈3〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（224ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

9. 疾病障害保障定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（231ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 保険金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈2〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（232ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

10. 特定疾病保障定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（241ページ）

- ⑦ 第②項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（242ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 保険金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈3〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（242ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

11. 新特定疾病保障定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑥項以下を次のとおりとします。（249～250ページ）

- ⑥ 第②項および第⑤項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑦ 特定疾病保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（250ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈3〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（251ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

12. 総合障害定期保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第4条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（259ページ）

- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第7条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（260ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金の支払（第2条）
  - (2) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (3) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (4) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときは、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈3〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（260ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

13. 介護保障終身保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（269ページ）

- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（269ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉第9条（保険料払込期間の変更）を次のとおりとします。（269ページ）

第9条（保険料払込期間の変更）  
契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

14. 疾病障害保障終身保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（281ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈2〉第9条（保険料払込期間の変更）を次のとおりとします。（281ページ）

第9条（保険料払込期間の変更）  
契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

15. 特定疾病保障終身保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（293ページ）

- ⑦ 第②項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（293ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉第9条（保険料払込期間の変更）を次のとおりとします。（293ページ）

第9条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

16. 総合障害終身保険特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第4条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第⑦項以下を次のとおりとします。（308ページ）

- ⑦ 第③項および第⑥項の規定にかかわらず、主契約に付加されている他の特約において代理請求人が指定される場合または指定されている場合、その代理請求人とこの特約の代理請求人は同一とします。
- ⑧ 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

〈2〉第7条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（309ページ）

- ~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉第8条（保険料払込期間の変更）を次のとおりとします。（309ページ）

第8条（保険料払込期間の変更）

契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

17. 災害割増特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（321ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第9条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（321ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉「別表1 対象となる感染症」を次のとおりとします。（323ページ）

## 別表1

### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04

（注） 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。）は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。

18. 傷害特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（328～329ページ）

- |  |
|--|
| <p>⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。</p> <p>⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。</p> <p>(1) 保険金、給付金の支払（第2条）</p> <p>(2) 特約保険料の払込免除（第4条）</p> <p>(3) 告知義務（給付特約総則特約）</p> <p>(4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）</p> <p>(5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）</p> <p>⑨ この特約が更新された場合、給付限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払割合を算入するものとします。</p> <p>⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。</p> <p>⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。</p> |
|--|

〈2〉第9条（災害保険金額の減額）第③項を削除します。（329ページ）

- |   |
|---|
| <p><del>③ この特約の災害保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。</del></p> |
|---|

〈3〉「別表3 対象となる感染症」を次のとおりとします。(335ページ)

### 別表3

#### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。	
分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。)は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約(特約を含みます。)の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p>	

19. 特定損傷特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（339～340ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新された場合、支払回数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑫ 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないときには、会社は、更新の取扱に準じて、保険期間満了の日の翌日に、会社所定の特約を付加するものとします。

〈2〉第9条（特約給付金額の減額）第③項を削除します。（340ページ）

- ~~③ この特約の特約給付金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

20. 災害入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（347ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（347ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

21. 疾病入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉 第8条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（357ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉 第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（357ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

22. 入院初期費用給付特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉 第8条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（372ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 入院初期給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、支払回数に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。

〈2〉 第9条（特約給付金額の減額）第④項を削除します。（372ページ）

- ~~④ この特約の特約給付金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

23. 短期入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉 第8条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（380ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 短期入院給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈2〉 第9条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（380ページ）

- ~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

24. 成人病入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉 第8条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（389ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉 第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（389ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

25. 成人病短期入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（401ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 成人病短期入院給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（401ページ）

- ~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

26. ガン入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（410ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（410ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

27. 新ガン入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第7条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（420ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第3条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第8条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（420ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

28. ガン短期入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第7条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（428～429ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) ガン短期入院給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第3条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

〈2〉第8条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（429ページ）

- ~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

29. 女性疾病入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（437ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（437ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

30. 新女性疾病入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第⑧項以下を次のとおりとします。（452ページ）

- ⑧ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ⑩ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑪ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑫ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（452ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉第14条（新女性疾病入院特約（妻型）の場合の特則）第③項第(5)号を次のとおりとします。（455ページ）

(5) 第8条（特約の更新）第①項から第⑤項の規定にかかわらず、ファミリー保障特約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、ファミリー保障特約に準じて、この特約もファミリー保障特約とともに更新されるものとします。この場合、第8条（特約の更新）第⑨項を次に定めるとおりとします。

⑨ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 給付金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約第9条）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約第10条）
- (5) 給付特約を解除できない場合（給付特約総則特約第11条）

31. 女性疾病短期入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（469ページ）

② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 女性疾病短期入院給付金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
- (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）

④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈2〉第9条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（469ページ）

~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈3〉第14条（女性疾病短期入院特約（妻型）の場合の特則）第③項第(5)号を次のとおりとします。（471ページ）

(5) 第8条（特約の更新）第③項を次に定めるとおりとします。

③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 女性疾病短期入院給付金の支払（第2条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- (3) 告知義務（給付特約総則特約第9条）
- (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約第10条）
- (5) 給付特約を解除できない場合（給付特約総則特約第11条）

32. 通院給付特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第8条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（478ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
  - (1) 通院給付金の支払（第2条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
  - (3) 告知義務（給付特約総則特約）
  - (4) 告知義務違反による解除（給付特約総則特約）
  - (5) 特約を解除できない場合（給付特約総則特約）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈2〉第9条（通院給付日額の減額）第④項を削除します。（479ページ）

- ~~④ この特約の通院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

33. 災害入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（487ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

34. 疾病入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（495ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

35. 入院初期費用給付特約（終身型）の第8条（特約給付金額の減額）第④項を削除します。（506ページ）

- ~~④ この特約の特約給付金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

36. 短期入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（511ページ）

- ~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

37. 成人病入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。（516ページ）

- ~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

38. 成人病短期入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（523ページ）

- ~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

39. 新ガン入院特約（終身型）の第7条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。  
（529ページ）

~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

40. ガン短期入院特約（終身型）の第7条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。  
（535ページ）

~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

41. 新女性疾病入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第③項を削除します。  
（541ページ）

~~③ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

42. 女性疾病短期入院特約（終身型）の第8条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。  
（553ページ）

~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

43. 通院給付特約（終身型）の第8条（通院給付日額の減額）第④項を削除します。  
（558ページ）

~~④ この特約の通院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

44. 保険期間が終身の特約への変更に関する特約の第1条（特約の締結）第⑪項を削除します。  
（561ページ）

~~⑪ この特約が締結されたときは、保険証券に表示します。~~

45. ファミリー保障特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第12条（特約保険料の払込）を次のとおりとします。（578ページ）

**第12条（特約保険料の払込）**

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

〈2〉第15条（特約の更新）第⑦項以下を次のとおりとします。（578～579ページ）

- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 給付金の支払（第4条）
  - (2) 保険金の支払（第5条）
  - (3) 特約保険料の払込免除（第7条）
  - (4) 告知義務（第21条）
  - (5) 告知義務違反による解除（第22条）
  - (6) 特約を解除できない場合（第23条）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

〈3〉第16条（特約の解約）を次のとおりとします。（579ページ）

**第16条（特約の解約）**

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表5）を提出してください。

〈4〉第17条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（579ページ）

~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

〈5〉第18条（特約の型の変更）第⑥項を次のとおりとします。（580ページ）

⑥ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。この場合、第25条（特約の払いもどし金）に定める払いもどし金があるときは、これを払いもどします。

46. ファミリー入院初期費用給付特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第3条（特約の型の変更）第⑤項を次のとおりとします。（598ページ）

⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

〈2〉第10条（特約保険料の払込）を次のとおりとします。（601ページ）

**第10条（特約保険料の払込）**

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

〈3〉第13条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（601ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 入院初期給付金の支払（第4条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
  - (3) 告知義務（第18条）
  - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
  - (5) 特約を解除できない場合（第20条）
- ④ この特約が更新された場合、支払回数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払回数を算入するものとします。

〈4〉第14条（特約の解約）を次のとおりとします。（601～602ページ）

- 第14条（特約の解約）**  
契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

〈5〉第15条（特約給付金額の減額）第④項を削除します。（602ページ）

- ~~④ この特約の特約給付金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

47. ファミリー短期入院特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第3条（特約の型の変更）第⑤項を次のとおりとします。（610ページ）

- ⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

〈2〉第10条（特約保険料の払込）を次のとおりとします。（613ページ）

- 第10条（特約保険料の払込）**  
この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

〈3〉第13条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（613～614ページ）

- ② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。
- ③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 短期入院給付金の支払（第4条）
  - (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
  - (3) 告知義務（第18条）
  - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
  - (5) 特約を解除できない場合（第20条）
- ④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈4〉第14条（特約の解約）を次のとおりとします。（614ページ）

**第14条（特約の解約）**

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

〈5〉第15条（入院給付日額の減額）第④項を削除します。（614ページ）

~~④ この特約の入院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

48. ファミリー通院給付特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第3条（特約の型の変更）第⑤項を次のとおりとします。（622ページ）

⑤ この特約の型が変更されたときには、会社は、将来に向かって保険料を変更します。

〈2〉第10条（特約保険料の払込）を次のとおりとします。（626ページ）

**第10条（特約保険料の払込）**

この特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、契約者は、この特約の保険料を、特約の保険料払込期間中、主約款の規定により払い込んでください。

〈3〉第13条（特約の更新）第②項以下を次のとおりとします。（626ページ）

② 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

③ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払（第4条）
- (2) 特約保険料の払込免除（第7条）
- (3) 告知義務（第18条）
- (4) 告知義務違反による解除（第19条）
- (5) 特約を解除できない場合（第20条）

④ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。

〈4〉第14条（特約の解約）を次のとおりとします。（626ページ）

**第14条（特約の解約）**

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

〈5〉第15条（通院給付日額の減額）第④項を削除します。（626ページ）

~~④ この特約の通院給付日額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。~~

49. リビング・ニーズ特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第2条（特約の締結および責任開始時）第②項の次に第③項として次の規定を加えます。（634ページ）

③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

〈2〉第8条（特約の解約）を次のとおりとします。（636ページ）

**第8条（特約の解約）**

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

50. リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第2条（特約の締結および責任開始時）第②項の次に第③項として次の規定を加えます。（639ページ）

③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

〈2〉第8条（特約の解約）を次のとおりとします。（641ページ）

**第8条（特約の解約）**

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

51. 終身保障移行特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第2条（特約の締結および責任開始時）第⑨項を次のとおりとします。（644ページ）

⑨ この特約が締結されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

〈2〉第8条（特約保険金額の減額）第③項を削除します。（647ページ）

~~③ この特約の特約保険金額が減額されたときには、会社は、終身保障証書に表示します。~~

〈3〉第17条（会社への通知による保険金の受取人の変更）第④項を削除します。

（650ページ）

~~④ 保険金の受取人が変更されたときには、会社は、終身保障証書に表示します。~~

〈4〉第18条（遺言による保険金の受取人の変更）第⑤項を削除します。（650ページ）

~~⑤ 保険金の受取人が変更されたときには、会社は、終身保障証書に表示します。~~

52. 年金払移行特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第10条（年金の前払）第③項を削除します。（657ページ）

~~③ 年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、被保険者の生存中に年金の前払が行われたときには、会社は、年金証書に表示します。~~

〈2〉第17条（年金の支払方法の変更）を次のとおりとします。（659ページ）

**第17条（年金の支払方法の変更）**

年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

〈3〉第19条（会社への通知による年金受取人の変更）第⑤項を削除します。（660ページ）

~~⑤ 年金受取人が変更されたときには、会社は、年金証書に表示します。~~

〈4〉第28条（権利および義務の承継）第⑨項を削除します。（663ページ）

~~⑨ 配偶者が年金払移行部分にかかわる年金受取人の権利および義務のすべてを承継する際、会社は、年金証書に表示します。~~

53. 保険料払込免除特約の第8条（特約の解約）を次のとおりとします。（670ページ）

**第8条（特約の解約）**

契約者は、保険料払込免除の事由（主契約に付加されている特約の特約条項に定める保険料払込免除の事由を含みます。）発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

54. 中途付加条項のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第3条（特約の責任開始時）第④項を次のとおりとします。（676ページ）

④ 特約を中途付加したときには、会社は、中途付加した特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

〈2〉第4条（中途付加する特約の第1回保険料等）第①項第(2)号を次のとおりとします。（676ページ）

(2) 第(1)号に規定するところのほか、特約の第1回保険料を主約款に定める特約保険料に含めるものとして、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

55. 保障内容変更特約のうち一部を次のとおりとします。

〈1〉第5条（保障内容変更日等）第②項を次のとおりとします。（679ページ）

② 保障内容変更をしたときには、会社は、変更後特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

〈2〉第7条（変更後特約の第1回保険料等）第①項第(2)号を次のとおりとします。

（679ページ）

(2) 第(1)号に規定するところのほか、変更後特約の第1回保険料を主約款に定める特約保険料に含めるものとして、主約款の第2回以後の払込保険料の払込に関する規定を準用します。

56. 条件付保険特約、疾病入院特約条件付保険特約および特定高度障害状態不担保特約の「別表 対象となる感染症」を次のとおりとします。(692、694、699ページ)

## 別表

### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。)は、同感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項もしくは第4項に感染性の疾病として掲げられている期間中または同条第8項に基づき政令により指定感染症として定められている期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約(特約を含みます。)の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。

## 大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>